第三条中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に改める。

第四条中「第八条第三項第一号」を「第八条第四項第一号」に改め、同条第四号中「堆積」を「堆積」に改める。

第五条中「第八条第三項第二号」を「第八条第四項第二号」に改め、同条第二号中「地貌」を「地貌」に改める。

第六条中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改める。

第九条中「第八条第三項第二号」を「第八条第四項第二号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条第三号イ中「地貌」を「地貌」に改め、同条第四号ニ中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改め、同号ホ中「第八条第二項第五号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ハ(1)」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第十七条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第二条第二号中「第二十四条第四項の規定により」を「第二十四条第一項に規定する関連事業計画に」に改め、「関連事業計画の内容が公表された」を削る。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直**人

府令・省令

○内閣府財務省令第二号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第八号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項第六号中「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府農林水産省令第五号

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）を実施するため、活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　鹿野　道彦

活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令

活動火山対策特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「協議の申出等」を「報告」に改め、同条第一項中「協議の申出」を「報告」に、「防災営農施設整備計画協議申出書」を「防災営農施設整備計画報告書」に、「防災林業経営施設整備計画協議申出書」を「防災漁業経営施設整備計画報告書」に、「防災漁業経営施設整備計画協議申出書」を「防災漁業経営施設整備計画報告書」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項に、「協議の申出」を「報告」に改め、同項を同条第二項とする。

別記様式第二号中「防災営農施設整備計画協議申出書」を「防災営農施設整備計画報告書」に、「の協議の申出を」を「を報告」に改める。

別記様式第三号中「防災林業経営施設整備計画協議申出書」を「防災林業経営施設整備計画報告書」に、「の協議の申出を」を「を報告」に改める。

別記様式第四号中「防災漁業経営施設整備計画協議申出書」を「防災漁業経営施設整備計画報告書」に、「の協議の申出を」を「を報告」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第百二十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十九条第二項の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十六号

総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第九条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十四条並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第十二条及び第三十六条の規定に基づき、総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令

第一条　総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第二条及び附則第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第二条　多極分散型国土形成促進法第十四条の地方公共団体等を定める省令（平成元年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第七条第二項第四号」を「第七条第二項第三号」に改める。

第三条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成五年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「第六条第六項」を「第六条第七項」に改める。

第五条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成五年総理府、農林水産省、通商産業省、建設省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（基盤整備計画の記載事項）」に改め、同条中「第四条第二項第四号」を「第四条第三項」に改める。

第三条中「第四条第六項」を「第四条第八項」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。